

「特定複合観光施設区域整備法案」(いわゆる「カジノ解禁実施法案」)に改めて反対し、廃案を求める会長声明

本年6月19日、特定複合観光施設区域整備法案(以下いわゆる「カジノ解禁実施法案」)が衆議院本会議で可決され、参議院に送られた。251条の膨大な条文数と、日本で初めて民間賭博を解禁するという重大な内容にもかかわらず、20時間にも満たない審議時間で、300を超える項目を今後定められる政省令やカジノ管理委員会規則に先送りして、約7割にのぼる国民の反対世論と野党の反対を押し切った採決強行であった。

カジノは、24時間365日の営業が予定されており、しかも家族連れで訪れる特定複合観光施設(以下「IR」)の敷地内に存在することから未成年者が親しみを感じやすい素地があり、既存の公営ギャンブルやぱちんこと比べても依存症発症のリスクは決して少なくない。この点カジノ解禁実施法案には、ギャンブル依存症対策の一環として、入場回数制限や入場料が定められているが、週3回(72時間連続も可能)、月10回の入り浸りともいふべき入場を許す内容であり、効果的な対策とは到底言い難い。射幸性の抑制や掛け金額の制限については全く検討もされていない。

カジノの営業面積については、本年2月に提示された政府原案にはあった「1万5000平方メートル」の上限値が削除され、「IR全体の3%以下」のみとされており、早くもカジノ事業者らの意向を受けた緩和が見て取れる。

審議の過程で明らかになった、一定の預託金を納めた顧客に対してカジノ事業者がカジノの資金の貸付けを行う「特定資金貸付業務」については特に深刻である。日本において賭博目的の貸金は従来公序良俗に反し無効とされてきたが、これが突然合法化され、年収の3分の1を超える貸付を禁止する貸金業法の総量規制も適用外とされている。しかも、預託金の額と貸付額は連動するものではなく、少なくとも法案上は、預託金を超える与信も可能となっている。政府は、公営ギャンブルについて、安易な借入れによるのめり込みを防ぐべく、ギャンブル依存症対策の一環として、すでに場内外のATMのキャッシング機能の廃止を進め、カジノ場内でもATMの設置を禁止するが、カジノ事業者が顧客にギャンブル資金を直接貸し付けることを認めることは、政府のこうしたギャンブル依存症対策の方針にも真っ向から反し、顧客をギャンブル依存症に陥らせる危険性が極めて大きいと言わざるを得ない。

上記特定資金貸付業務の預託金の金額の定めをはじめ300を超える項目が、法律の成立後にカジノ管理委員会規則で定めることと先送りされているが、法律による白紙委任がされているという問題点に加え、そのカジノ事業者を監督すべきカジノ管理委員会の事務局に、カジノ事業者が入ることが否定されていないという問題もある。「世界最高水準のカジノ規制」どころか、今後カジノ事業者の意向を汲んだ一層の規制緩和が懸念される。

カジノ解禁は、政府において成長戦略の一環として位置付けられ、もともと訪日観光客の増加が目指されたものであるところ、カジノ利用客の7、8割は日本人と試算されており、そもそも立法目的に深刻な齟齬が生じている。日本人や日本に居住する者がカジノ利用の主なターゲットとされ、ギャンブル依存症の危険に晒されている。

本年5月25日には、ギャンブル等依存症対策基本法案が衆議院で可決され、現在参議院で審議中であるところ、ギャンブル依存症の予防及び回復を、これから社会的な取組みとして進めていこうとする矢先に、カジノを解禁してギャンブル依存症発生のリスクを高めることは、全く整合性がとれないというべきである。

当会は、国に対し速やかに実効性あるギャンブル依存症対策を実施するよう求めるとともに、そうした依存症対策がほとんど皆無の現状においてカジノを導入することは許されないとの立場を明らかにしてきた。そしてカジノ解禁には、暴力団対策上の問題、マネー・ローンダリングの危険、青少年や児童の健全育成への悪影響があり、とりわけギャンブル依存症拡大の重大な懸念があることなどを理由に、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（いわゆる「カジノ解禁推進法」）について反対し、カジノ解禁実施法案についても廃案を求めてきたところである。

未だ実効性ある包括的なギャンブル依存症対策が実施されているとは言い難い現状において、カジノ解禁実施法案自体のギャンブル依存症対策も極めて不十分であり、そうした中でのカジノ解禁はギャンブル依存症に苦しむ人をいっそう増加させる恐れが極めて高いと言わざるを得ない。

そこで当会は、カジノ解禁実施法案に改めて反対し、その廃案を求めるものである。

2018年（平成30年）6月26日

宮崎県弁護士会

会長 山崎真一朗

